

令和 9 年度 内閣府税制改正要望



令和 8 年 8 月
内閣府



民間資金等活用事業（PFI）の推進

■ 民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置の延長 （事業税）

- 民間資金等活用事業推進機構の財務基盤を強化し、機動的な資金供給を通じて民間資金を誘発し、地域インフラ等のPFI事業の創出を牽引するため、同機構の法人事業税（資本割）の課税標準から資本金等の額の2分の1を控除する特例措置の適用期限を5年間延長する。

沖縄振興に関する施策の推進

■ 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長 （法人税、法人住民税、事業所税）

- 高い国際競争力を有する観光地の形成を促進するため、観光地形成促進地域における課税の特例措置（投資税額控除、地方税の課税免除等）について、適用期限を3年間延長する。

■ 沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等 ☆ （法人税、法人住民税、事業税、事業所税）

- 情報通信産業の振興を図るため、情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置（所得控除、投資税額控除、地方税の課税免除等）について、適用期限を3年間延長する。くわえて、情報通信産業振興地域の対象地域の県内全域への拡大と対象業種の縮減の措置を講ずる。

■ 沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長 （法人税、所得税、法人住民税、事業税、事業所税）

- 産業のイノベーションを促進するため、産業イノベーション促進地域における課税の特例措置（投資税額控除、特別償却、地方税の課税免除等）について、適用期限を3年間延長する。

■ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長 （法人税、所得税、関税、法人住民税、事業税、事業所税）

- 国際物流拠点産業の集積を図るため、国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置（所得控除、投資税額控除、地方税の課税免除等）について、適用期限を3年間延長する。

■ 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長 （法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）

- 経済金融の活性化を図るため、経済金融活性化特別地区における課税の特例措置（所得控除、投資税額控除、地方税の課税免除等）について、適用期限を3年間延長する。

■ 沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長 （法人税、所得税）

- 離島地域の活性化を図るため、離島における旅館業用建物等の課税の特例措置（特別償却等）について、適用期限を3年間延長する。



令和9年度税制改正に関する内閣府・主要望のポイント

沖縄振興に関する施策の推進

■ 沖縄の特定免税店制度の延長 (関税)

- 沖縄県におけるショッピングの魅力を高め、沖縄の観光振興に資することを目的として、沖縄の特定免税店制度の適用期限を5年間延長する。

■ 沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長 (石油石炭税)

- 沖縄県において、電気の安定的かつ適正な供給を確保し、料金の上昇を抑制するため、課税の特例措置の適用期限を3年間延長する。

■ 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

- 沖縄県において、電気の安定的かつ適正な供給を確保し、料金の上昇を抑制するため、課税の特例措置の適用期限を3年間延長する。

■ 沖縄の揮発油に係る揮発油税等の特例措置の延長 (揮発油税、地方揮発油税)

- 沖縄県において、ガソリン価格の抑制及び本島・離島間の石油製品価格の平準化を図るため、課税の特例措置の適用期限を3年間延長する。

■ 沖縄路線航空機の航空機燃料税に係る所要の措置 (航空機燃料税)

- 沖縄県において、交通コストの低減により経済を牽引する観光と物流の振興を図るため、所要の措置を講ずる。

休眠預金等を活用した民間公益活動の促進

■ 休眠預金による助成金を固定資産の取得等に充当した場合の税制上の所要の措置 ★ (法人税)

- 休眠預金による助成金を活用した民間公益活動の更なる促進のため、休眠預金による助成金を固定資産の取得等に充当した場合の、営利法人等における税務上の処理の取扱いの在り方について必要な検討を行い、税制上の所要の措置を講ずる。



令和9年度税制改正に関する内閣府・主要望のポイント

公益法人制度改革等の推進

■ 公益法人のみなし寄附金に係る損金算入限度額の算出方法の見直し ☆ (法人税等)

- 公益法人が収益事業から公益目的事業に資金等を繰り入れる場合において、当該繰入額が実額ベースでのみなし寄附金として損金算入されるよう、損金算入限度額の算出方法を見直す。

科学技術・イノベーションに関する施策の推進

■ 一元的なコンテンツ支援体制の整備に伴う税制上の所要の措置 ★

- コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築することに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

■ 日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置 ☆

(法人税、所得税、相続税、個人住民税、法人住民税、事業税)

- 法人化後の日本学術会議の安定的な財政基盤の確保に向けて、個人・法人が行った寄附への特例措置等を講ずる。

令和9年度税制改正要望

(参考資料)

令和8年8月

内閣府

目次

【民間資金等活用事業(PFI)の推進】

1. 民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置の延長…………… 7ページ

【沖縄振興に関する施策の推進】

2. 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長…………… 8ページ
3. 沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等…………… 9ページ
4. 沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長…………… 10ページ
5. 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長…………… 11ページ
6. 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長…………… 12ページ
7. 沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長…………… 13ページ
8. 沖縄の特定免税店制度の延長…………… 14ページ
9. 沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長…………… 15ページ
10. 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長…… 16ページ
11. 沖縄の揮発油に係る揮発油税等の特例措置の延長…………… 17ページ
12. 沖縄路線航空機の航空機燃料税に係る所要の措置…………… 18ページ

目次

【休眠預金等を活用した民間公益活動の促進】

13. 休眠預金による助成金を固定資産の取得等に充当した場合の税制上の所要の措置	19ページ
--	-------

【公益法人制度改革等の推進】

14. 公益法人のみなし寄附金に係る損金算入限度額の算出方法の見直し	20ページ
------------------------------------	-------

【科学技術・イノベーションに関する施策の推進】

15. 一元的なコンテンツ支援体制の整備に伴う税制上の所要の措置	21ページ
----------------------------------	-------

16. 日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置	22ページ
----------------------------	-------

【その他】

従要望一覧	23ページ
-------	-------

1. 民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置の延長

1. 現状と課題

- **【機構の役割】**民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」）は、国・地方の財政制約下における経済成長の観点から、公共施設整備等への民間資金の活用を推進する役割を担う。PFI事業に対し民間金融を補完する資金供給を行うことで、資金調達市場の整備と知識普及を支援している。
- **【課題①：投融資機能の萎縮】**本特例が終了し資本金等の額の全額が課税対象となった場合、本来リスクマネー供給や財務基盤強化に充てべき資金が都税として流出する。5,000万円の資金流出は機構の自己資本を毀損し、年間120億円規模の投融資機能の萎縮を招く。結果、相対的に安全な案件への偏重を余儀なくされ、「民間で取れないリスクの補完」という本来の役割が大きく損なわれる。
- **【課題②：伴走支援機能の縮小】**機構は「官民連携支援センター」を通じ、専門ノウハウに乏しい地方自治体の案件形成への伴走支援を担う。特例廃止による資金流出が生じた場合、直接収益を生まない同支援機能の縮小を余儀なくされ、**地方における老朽化インフラの更新や地域課題解決に資するPFI事業の実現が困難**となる可能性がある。

2. 要望内容

- 法人事業税（資本割）の課税標準から資本金等の額の1/2を控除する特例を5年間（令和14年3月末まで）延長。

【税負担軽減効果（年額）】

⇒ 特例の有無による差し引き 5,000万円の負担軽減

本則による納付額 （特例なし）	要望による納付額 （特例延長）
1 億円	5,000万円

現在の1/2の控除割合について：機構の出資比率（国1：民間1）に基づく。これは、政策目的で投じられた「国出資分（国費）」に課税され、本来の機能に充てべき資金が「一自治体の地方税（都税）」として流出するのを防ぐ趣旨による。

3. 特例延長による政策効果

- ① **機構の財務基盤・損失吸収力の強化**
税負担の軽減効果：5,000万円 / 年
« リスク許容度を背景に、民間で取れないリスクを補完 »
- ② **機構による積極的なリスクマネー供給**
出融資額：約120億円 / 年（約6件）
※ 出融資額及び民間資金誘発・事業創出の各倍率は、機構の過去の支援実績に基づく推計値である。
« 呼び水効果：約10倍の民間資金を誘発 »
- ③ **民間資金（地域金融機関等）の流入**
民間資金誘発額：約1,200億円 / 年
« 波及効果：民間資金を活用し、約3倍の事業規模を組成 »
- ④ **強い経済の実現への貢献（地域インフラ等のPFI事業の創出）**
総事業規模：約3,600億円 / 年



関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等



愛知県新体育館整備・運営等事業



広尾病院及び広尾看護専門学校整備等事業



第2期君津地域広域廃棄物処理事業

2. 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長

措置の概要

○対象地域：沖縄県全域

○対象施設：

スポーツ・レクリエーション施設	水泳場
	スケート場
	トレーニングセンター
	ゴルフ場
	テーマパーク
	ボーリング場 ※地方税のみ

教養文化施設	劇場
	動物園
	植物園
	水族館
	文化紹介体験施設

休養施設	展望施設
	温泉保養施設
	スパ施設

集会施設	会議場施設
	研修施設
	展示施設 ※地方税のみ
	結婚式場
販売施設	販売施設（沖縄県知事指定）

①国税（法人税）の投資税額控除

- ・控除率：機械・装置15%、
建物・建物附属設備、構築物8% ※限度額あり、4年間繰越可
- ・取得下限額：1,000万円超
- ・事業計画等について、県知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

※各措置には、それぞれ別途適用要件あり。

②地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の課税免除等



出典：OKINAWA 41

現状と課題

- 沖縄の一人当たり県民所得は、依然全国最下位となっている
- 観光産業は、沖縄の優位性を発揮できる重要産業であり、観光産業の振興を図ることは沖縄振興策として極めて重要である
- 観光関連施設の高付加価値化を通じて観光収入を更に伸ばし、一人当たり県民所得の向上につなげる

令和9年度税制改正要望概要

現行措置を3年延長

効果

- 観光関連施設の整備促進
- 観光関連施設の高付加価値化
- 観光収入の増加
- 一人当たり県民所得の向上

3. 沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等

措置の概要

○対象地域

地域・特区	対象区域
情報通信産業振興地域 (24市町村)	宜野湾市、石垣市、糸満市、沖縄市、豊見城市、宮古島市、南城市、本部町、恩納村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、及び下記の特区5市村
情報通信産業特別地区 (3地区5市村)	那覇市、浦添市、名護市、宜野座村、うるま市

○対象事業

- ・情報通信産業特別地区【所得控除、投資税額控除】
データセンター、情報通信機器相互接続検証事業、受託開発ソフトウェア業、情報システム開発業、システムインテグレーションサービス業、組込ソフトウェア業、バックアップセンター、セキュリティデータセンター、データベースサービス業、アプリケーション・サービス・プロバイダ、セキュリティサービス業
- ・情報通信産業振興地域【投資税額控除】
上記業種に加え、電気通信業、ソフトウェア業（パッケージソフトウェア除く）、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業

- ①所得控除（法人設立後10年間、所得の40%を法人税課税所得から控除）※特区のみ
 - ・本店等所在地、法人設立後の経過年数、従業員数等所要の要件を満たす場合に適用
 - ・県知事による所要の事業認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

- ②投資税額控除
 - ・控除率：機械装置等15%、建物等8% ※限度額20億円、措置実施計画内で4年繰越可
 - ・取得下限額：機械装置等100万円以上、建物等1,000万円以上
 - ・事業計画等について、県知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

特区において①、②は選択制

- ③地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の課税免除等 ※事業所税は5年間1/2軽減

現状と課題

- 情報通信産業は、観光に次ぐ沖縄のリーディング産業として今後も成長が期待される分野であり、立地企業数は着実に増加中
- 対象外となっている地域への進出ニーズに対応し、更なる設備投資を促し、立地拡大や高付加価値化による産業の高度化をめざすことが必要

令和9年度税制改正要望概要

- 対象地域の県内全域への拡大
- 対象業種の縮減
- 上記拡大等の上で3年延長

効果

- 情報通信産業の振興
- 企業立地の拡大
- 一人当たり県民所得の向上

4. 沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長

措置の概要

- 対象地域：沖縄県全域
- 対象業種：製造業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業、電気業、自然科学研究所、特定のガス供給業

①投資税額控除

- ・控除率：機械装置等15%、建物等8%、構築物8% ※限度額あり、4年間繰越可
- ・取得下限額：機械装置等100万円超、建物等1,000万円超

②特別償却

- ・償却割合：機械装置等34%、建物等20%、構築物20% ※限度額あり
- ※取得下限額は①と同様

①、②は選択制

③地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の課税免除等



現状と課題

- 本措置を活用した製造業や製造品等の集積が図られ、製造品出荷額（石油製品を除く）は着実に増加
- 他方、産業構造において製造業の割合が極めて低い等、依然として課題があり、バランスの取れた産業構造とするために産業のイノベーションが求められているところである

令和9年度税制改正要望概要

現行措置を3年延長

効果

- 製造業及び周辺産業の高度化・高付加価値化、イノベーションの支援
- 製造業等のさらなる集積を通じた層の厚い産業構造への転換
- 一人当たり県民所得の向上

5. 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長

措置の概要

○対象地域：那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区（那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市の一部地域）、うるま・沖縄地区（中城湾港新港地区、仲嶺・上江洲地区、平安座地区、池武当地区）、南風原・八重瀬地区（南風原町、八重瀬町の一部地域）

○対象事業

特定国際物流拠点産業（①所得控除、②地方税）	国際物流拠点産業（③投資税額控除、④特別償却、⑤地方税）
製造業、倉庫業、特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業、航空機整備業	卸売業、道路貨物運送業、不動産賃貸業（一定規模の貸倉庫）、左記特定国際物流拠点産業

- ①所得控除（40%控除）
 - ・本店等所在地、法人設立後の経過年数、従業員数等所要の要件を満たす場合に適用
 - ・県知事による所要の事業認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

②投資税額控除
 - ・控除率：機械装置15%、建物等8% ※限度額あり、4年間繰越可
 - ・取得下限額：機械装置100万円超、建物等1,000万円超
 - ・事業計画等について、県知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

④保税地域に係る特例措置（許可手数料の軽減、関税の選択課税）
 - ・主務大臣による所要の認定を受けた場合に適用

③特別償却
 - ・償却割合：機械装置50%、建物等25% ※限度額あり

⑤地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の課税免除等
- ①、②、③は選択制

現状と課題

- 沖縄の産業振興には、アジアに近い地域特性を生かした臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積が肝要
- 島嶼県である沖縄への県外企業の立地は、多額の初期投資や割高な物流コスト等の課題が山積
- 県内企業は中小企業が多く、海外展開等の事業拡大に向けて支援が必要
- 製造・物流分野におけるIT活用及び施設の高機能化による生産性向上の推進が必要

令和9年度税制改正要望概要

現行措置を3年延長

11

効果

- 国際物流拠点産業の更なる集積
- 集積された国際物流拠点産業による移輸出の増加・域外競争力の向上
- 一人当たり県民所得の向上

6. 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長

措置の概要

- 対象地域：名護市
- 対象事業：金融関連産業、情報通信関連産業、宿泊業・娯楽業、農業・水産養殖業、製造業、経営コンサルタント業
- ①所得控除（40%控除）
 - ・本店等所在地、法人設立後の経過年数、従業員数等所要の要件を満たす場合に適用
 - ・県知事による所要の事業認定を受けた場合に適用
- ②投資税額控除
 - ・控除率：機械装置等15%、建物等8% ※限度額あり、4年間繰越可
 - ・取得下限額：機械装置等50万円超、建物等500万円超
 - ・事業計画等について、県知事による所要の認定を受けた場合に適用
- ③特別償却
 - ・償却割合：機械装置等50%、建物等25% ※限度額あり
 - ※取得下限額並びに県知事による認定については②と同様
- ④エンジェル税制
 - ・県知事の指定を受けた中小企業の株式取得について適用
 - ・全国版のエンジェル税制と比して要件を緩和（例：設立10年以内（通常は設立後5年未満）、赤字要件無し等）
- ⑤地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税免除等

①、②、③は選択制



現状と課題

- コロナ禍により一時減少するも、本措置を活用した産業の集積が図られ、北部圏域の一人当たり市町村民所得は増加傾向
- 他方、北部圏域の人口は横ばいで推移し、他の地域・特区と比べて企業集積が立ち遅れていることから、引き続き企業集積の推進が必要

令和9年度税制改正要望概要

現行措置を3年延長

効果

- 沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な業種の集積
- 北部圏域の振興・県土の均衡ある発展
- 一人当たり市民所得の向上

7. 沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長

措置の概要

○対象地域：沖縄の離島地域

○対象事業：旅館業

①特別償却

- ・償却割合：建物及びその附属設備（新設・増設・改修）8% ※限度額あり
- ・取得下限額：右記のとおり
- ・新設等をした建物等が離島の振興に寄与するものであること等について
県知事による所要の確認を受けた場合に適用



© OCVB

②地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税免除

〔取得下限額〕

	資本金規模等		
	個人又は 1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
新設・増設	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
改修	500万円以上		—

※各措置には、それぞれ別途適用要件あり。

現状と課題

- 離島は、我が国の国益に貢献しながらも、遠隔性、散在性、狭小性等の様々な条件不利性により、地域社会の維持が危ぶまれている
- 沖縄の離島の特色ある観光資源を生かし、優位性が発揮できる重要産業である旅館業の振興を図る必要がある
- 旅館業の設備投資を促進し、高付加価値化を図ることで、離島市町村内総生産額を大きく伸ばし、離島の振興を図る必要がある

令和9年度税制改正要望概要

現行措置を3年延長

効果

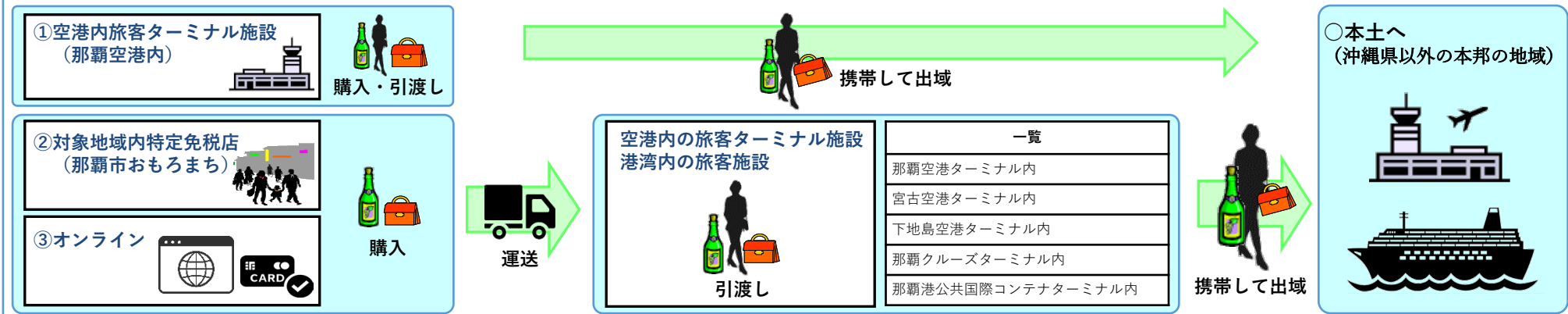
- 観光・リゾートホテル等の宿泊施設の設備投資促進
- 宿泊施設の高付加価値化
- 離島市町村内総生産額の増加

8. 沖縄の特定免税店制度の延長

措置の概要

- 目的：本土から遠隔地にある沖縄の観光客を安定的に確保するため、ショッピングを沖縄観光の魅力の一つとする。
- 免税措置：沖縄地区税関長の承認を受けた小売業者から購入し、携帯して沖縄県以外の本邦の地域へ持ち出す物品について関税を免除
(購入限度額：20万円)
- 購入者：沖縄県から沖縄県以外の本邦の地域へ出域する旅客
- 購入場所：①空港内旅客ターミナル施設（DFS那覇空港免税店（JAL及びANA側に1箇所ずつ））
②観光地形成促進地域内の特定販売施設（Tギャラリア沖縄（那覇市おもろまち））
③オンライン（※物品の引渡場所は沖縄県内のみ）
- 引渡場所：空港内旅客ターミナル施設又は港湾内旅客施設

<免税品の引渡しまでの流れ>



現状と課題

- 観光産業は沖縄県のリーディング産業であり、沖縄観光の魅力の一つとして非常に重要な役割を果たしている
- 国内観光客数は順調に増加してきた一方で、一人当たり観光消費額は横ばいの傾向が続いている
- 国内観光客数は過去最高を更新し、多くの集客を見込めるところ、沖縄において継続的にショッピングの魅力を向上させ、国内観光客数とともに、一人当たりの観光消費額も増加を図ることが求められる

令和9年度税制改正要望概要

現行措置を5年延長

効果

- 沖縄観光におけるショッピングの魅力の向上、観光競合地からの優位性の確保
- 一人当たり観光消費額及び入域観光客数の増加による観光収入の増加
(※免税店利用者の一人当たり観光消費額は、非利用者より高額)

9. 沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長

措置の概要

- 発電事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する天然ガス又は石炭に係る石油石炭税を免除する。
- 創設年度：平成15年度
- 適用期限：令和8年度末（令和9年3月31日まで）
- 適用事業者：沖縄電力株式会社、電源開発株式会社
- 減収額：32億円（令和2年度～6年度平均）

【石油石炭税 税率（石炭）】

期 間	税 率
—	—
平成15年10月 ～ 平成17年3月	230円/ t
平成17年 4月 ～ 平成19年3月	460円/ t
平成19年 4月 ～ 平成24年9月	700円/ t
平成24年10月 ～ 平成26年3月 ※	920円/ t
平成26年 4月 ～ 平成28年3月 ※	1, 140円/ t
平成28年 4月 ～ ※	1, 370円/ t

※平成24年10月から、地球温暖化対策のための税を上乗せ。

【石油石炭税 税率（天然ガス（LNG））

期 間	税 率
昭和63年 8月 ～ 平成15年9月	720円/ t
平成15年10月 ～ 平成17年3月	840円/ t
平成17年 4月 ～ 平成19年3月	960円/ t
平成19年 4月 ～ 平成24年9月	1, 080円/ t
平成24年10月 ～ 平成26年3月 ※	1, 340円/ t
平成26年 4月 ～ 平成28年3月 ※	1, 600円/ t
平成28年 4月 ～ ※	1, 860円/ t

現状と課題

- 本措置は、沖縄における電気事業が、需要規模の狭小性や地理的・地形的制約等の構造的不利性を有していることなどに配慮し、沖縄振興の観点から、免税措置を講じているもの
- 措置を講じてもおお、沖縄の電気料金は他地域と比較して割高となっている

令和9年度税制改正要望概要

現行措置を3年延長

効果

- 引き続き、電気料金を低廉化し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図り、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現を図る

10. 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長

措置の概要

- 沖縄電力株式会社が行う電気供給業の用に供する償却資産（事務所及び宿舍の用に供するものを除く。）に係る固定資産税の課税標準について、3分の2とする。
- 創設年度：昭和57年度
- 適用期限：令和8年度末（令和9年3月31日まで）
- 適用事業者：沖縄電力株式会社
- 減収額：11億円（令和2年度～6年度平均）

現状と課題

- 本措置は、沖縄における電気事業が、需要規模の狭小性や地理的・地形的制約等の構造的不利性を有していることなどに配慮し、沖縄振興の観点から、軽減措置を講じているもの
- 措置を講じてもなお、沖縄の電気料金は他地域と比較して割高となっている

令和9年度税制改正要望概要

現行措置を3年延長

効果

- 引き続き、電気料金を低廉化し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図り、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現を図る

11. 沖縄の揮発油に係る揮発油税等の特例措置の延長

措置の概要

制度の概要

ガソリン税の軽減措置

沖縄県内に移出等される揮発油について
揮発油税・地方揮発油税を軽減

本土
税率

沖縄
税率

28.7円/L (国税：揮発油税＋地方揮発油税)
24.9円/L (国税：揮発油税＋地方揮発油税)
▲3.8円(▲13%)

なお、沖縄県は本軽減措置を前提に石油価格調整税（県税・法定外普通税）として1.5円/Lを徴収し、県内離島への石油製品の輸送費補助事業を実施している。

石油価格調整税(県税)

沖縄本島から県内離島への石油製品の輸送費を補助

・揮発油
・灯油
・軽油
・A重油

1.5円/L

2.3円/L

軽減実績

(単位：億円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ガソリン税軽減税額	43.5	43.5	45.3	45.7	46.3
(参考) 輸送費補助実績	9.0	9.4	9.8	9.9	9.7

※軽減実績は暫定税率廃止前(▲7円/L)の額

現状と課題

- 一人当たり県民所得は全国最下位
- 公共交通機関の整備が不十分のため自動車に依存
- 沖縄県は家計消費支出に対するガソリン支出の割合が最も高い地域と同程度
- 沖縄は、脱炭素の更なる強化に取組み始めている

令和9年度税制改正要望概要

現行措置を3年延長

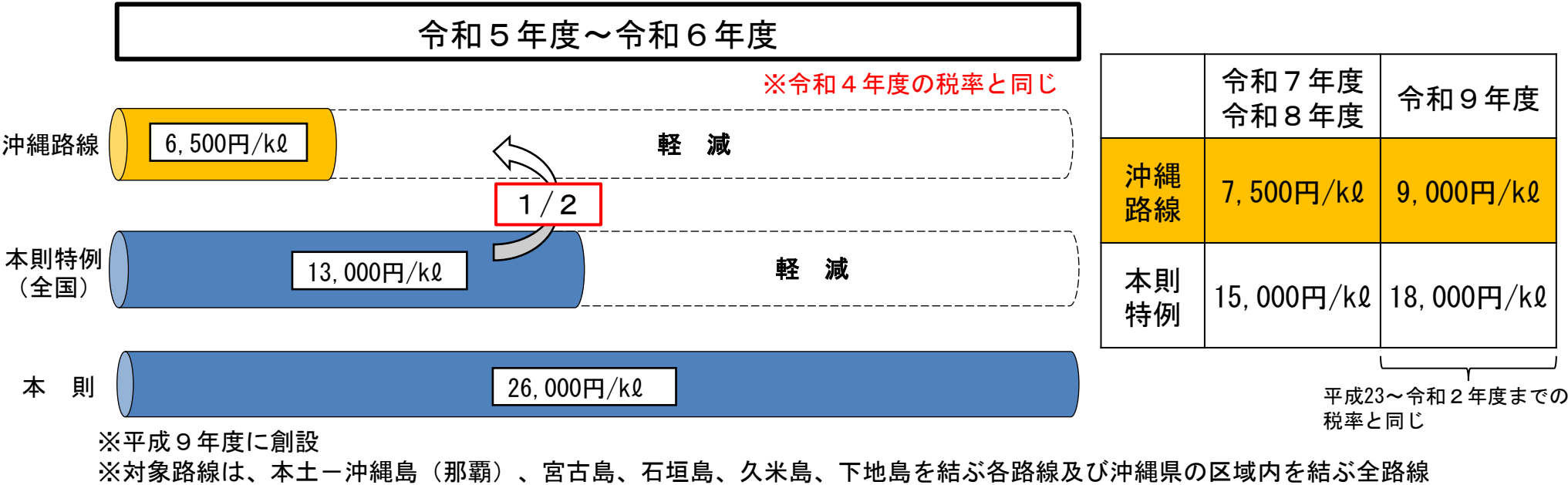
効果

- 沖縄県民の生活及び産業経済の安定

12. 沖縄路線航空機の航空機燃料税に係る所要の措置

措置の概要

- 沖縄路線に係る航空機燃料税を本則特例の 1 / 2 に軽減 ⇒ 5 年間（令和 5 年度～令和 9 年度）
- 税率は本則特例18,000円/kℓ、沖縄路線9,000円/kℓ
 - ただし、激変緩和の観点から、令和 4 年度の税率を 2 年間維持。その後段階的に引き上げ



現状と課題

- 本土から遠隔地にある地理的不利（産業振興等の大きな制約要因）

令和 9 年度税制改正要望概要

- 本則特例の 1 / 2 とする措置を継続
- ※本則特例の税率について、令和 9 年度以降も当面の間、現状の 15,000円/kℓに据え置くとの国土交通省の税制改正要望に合わせ、沖縄路線の税率も当面の間 7,500円/kℓに据え置く

効果

- 沖縄路線の維持・拡大や航空運賃の維持・低減を後押し
- 本土からの観光客等の安定的確保（観光振興）及び物流拠点としての競争力の向上

13. 休眠預金による助成金を固定資産の取得等に充当した場合の税制上の所要の措置

背景・現状

○休眠預金等活用制度においては、行政では対応が困難な社会課題の解決に向けて、**営利・非営利を問わず公益活動を行う民間団体**を対象に助成を実施している。

○一方で、休眠預金による助成金とその他の補助金の税制上の位置づけの違いにより、営利団体と非営利団体の間で、受領した助成金を固定資産の取得等に充てた場合の**税務上の処理の取扱いに差が生じている状況**。

普通法人

- ・非営利型法人以外の「一般社団法人・一般財団法人」など
- ・株式会社

法人税法上の「国庫補助金等」
に該当するか
(法42 I、施行令79各号)

「内国法人が、各事業年度において固定資産の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの」

該当

圧縮記帳

圧縮記帳が可能
⇒課税繰り延べの効果

不該当

通常処理

原則どおり処理
⇒1年目に多額の法人税負担が発生

休眠預金による助成金は「国庫補助金等」に該当しないため、圧縮記帳は適用されない（通常処理）



公益法人等

固定資産取得のための補助金等は収益事業の益金から除くことができ、減価償却費は損金算入できるため、課税所得が少なくなり税負担は減少する。
(法人税基本通達15-2-12)

要望内容

休眠預金による助成金を活用した民間公益活動の更なる促進のため、休眠預金による助成金を固定資産の取得等に充当した場合の、営利法人等に対する税務上の処理の取扱いの在り方について必要な検討を行い、税制上の所要の措置を講ずる。

14. 公益法人のみなし寄附金に係る損金算入限度額の算出方法の見直し

現行制度の概要

- 公益法人が収益事業から公益目的事業に資金等を繰り入れた場合、それらは寄附金とみなして一定限度額まで損金算入することが可能。
- 損金算入の限度額は、当該事業年度の所得の50%又は公益目的事業の不足額(実額ベース)のいずれか大きい額とされていたところ、令和6年公益法人制度改革で、公益目的事業における中期的な収支均衡の原則が導入されたことを受け、令和7年法人税法施行規則の改正において、公益目的事業の不足額の算定については、過年度の欠損額を加算するとともに、収益事業収益の50%が控除されることとなった。

現行制度の課題

上記の結果、収益の50%について損金算入が認められないこととなり、法人の収益構造によっては、従前と比較して多額の法人税が課されることになった。

⇒ 法人の収益構造にかかわらず法人が安定的に公益目的事業に取り組めるようにするために、収益事業から公益目的事業への繰入額が実額ベースで損金算入されるよう、損金算入限度額の算出方法を見直す必要。

【参考】令和6年度税制改正の大綱(令和5年12月22日閣議決定)

「収支相償原則の見直し等の公益法人制度改革が行われた後も、公益社団法人及び公益財団法人に講じられている措置を引き続き認めることとする」

要望内容

公益法人が収益事業から公益目的事業に資金等を繰り入れる場合において、当該繰入額が実額ベースでみなし寄附金として損金算入されるよう、損金算入限度額の算出方法を見直す。

15. 一元的なコンテンツ支援体制の整備に伴う税制上の所要の措置

要望の背景・目的

コンテンツ産業は、2033年に海外売上げ20兆円を目指す日本の基幹産業である。日本で創り、世界に届け、IP360度展開で利益を最大化し、クリエイターへの還元を図る。**成果報酬率向上・資金調達環境整備等の構造改革と一体で、作品製作、人材確保・育成、流通網拡大、海賊版対策といった成長投資を、大規模・長期・戦略的に後押しする。このために官民連携して一気通貫の支援体制を構築する。**

令和8年6月12日に知的財産戦略本部会合で決定された「知的財産推進計画2026」及びコンテンツ分野の「官民投資ロードマップ」において、「予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築する。」と明記され、コンテンツ分野の新たな支援体制を構築することとなった。

このため、コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を円滑に構築するため、税制上の措置を設けることを検討する。

要望内容

コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築することに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

16. 日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置

現 状

- ・ 我が国及び世界が直面する社会課題の複雑化・深刻化が進み、国民生活や政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まってきている中で、意思決定を行う政府にとってはもちろんのこと、社会や国民にとっても、日本学術会議（以下「学術会議」という。）の知見や役割はますます重要になってきている。
- ・ こうしたなか、学術会議の機能強化に向けて、その独立性・自律性を抜本的に高めることを目的とした「日本学術会議法」が第217回国会で成立し、令和8年10月1日の同法施行に伴い、学術会議は特殊法人となる。
- ・ 同法は、審議の過程において、衆議院内閣委員会では、附帯決議案が提出され、この案の中では、「（略）日本学術会議は、無駄を排除した上で、政府からの財政支援のみに依存せず、民間からの寄附金を始めとした財源の多様化を図るよう努めること。」とされているところ、賛成多数をもって、同法案に対して附帯決議を付することが決した（「日本学術会議法案に対する附帯決議」（令和7年5月9日衆議院内閣委員会））。また、参議院内閣委員会においても、同趣旨の決議が採択されたところ（「日本学術会議法案に対する附帯決議」（令和7年6月10日参議院内閣委員会））。

要望内容

- ・ 法人化後の学術会議においては、財源確保の方策の一つとして、学術の振興を目的とした寄附を広く募ることを想定している。学術会議への寄附を促進するため、個人・法人による寄附に係る税制上の特例措置・非課税措置を要望する。

＜法人における寄附金税制等＞

(1) 所得税※: 寄附金控除を適用。

(2) 法人税※: 特定公益増進法人への寄附金控除を適用。

(3) 相続税: 相続財産を贈与した場合の相続税非課税を適用。

※連動する地方税も含む

從要望一覽

1. 津波避難施設に係る特例措置の延長（固定資産税）
2. 鉄道の耐震対策の促進に係る特例措置の延長（固定資産税）
3. 令和2年7月豪雨に係る被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の延長（固定資産税、都市計画税）
4. 令和2年7月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の廃止（固定資産税）
5. 令和6年奥能登豪雨に係る被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置の拡充（固定資産税、都市計画税）
6. 特許権等の譲渡等による所得の課税の特例（イノベーション拠点税制）の所要の見直し（法人税、法人住民税、事業税）
7. 第1次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討

連絡先一覧

項 目 名	担 当 局 ・ 課	連 絡 先
民間資金等活用事業（PFI）の推進		
民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置の延長	民間資金等活用事業推進室	（直）03-6257-1653
沖縄振興に関する施策の推進		
沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付 企画担当参事官室	（直）03-6257-1683
沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等	政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室	（直）03-6257-1688
沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室	（直）03-6257-1688
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室	（直）03-6257-1688
沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室	（直）03-6257-1688
沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付 企画担当参事官室	（直）03-6257-1683
沖縄の特定免税店制度の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付 企画担当参事官室	（直）03-6257-1683
沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室	（直）03-6257-1688
沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長	政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室	（直）03-6257-1688
沖縄の揮発油に係る揮発油税等の特例措置の延長	沖縄振興局調査金融担当参事官室	（直）03-6257-1673
沖縄路線航空機の航空機燃料税に係る所要の措置	政策統括官（沖縄政策担当）付 企画担当参事官室	（直）03-6257-1683
休眠預金等を活用した民間公益活動の促進		
休眠預金による助成金を固定資産の取得等に充当した場合の税制上の所要の措置	休眠預金等活用担当室	（直）03-6257-1171
公益法人制度改革等の推進		
公益法人のみなし寄附金に係る損金算入限度額の算出方法の見直し	公益法人行政担当室	（直）03-5403-9520 03-5403-9528 03-5403-9521

科学技術・イノベーションに関する施策の推進		
一元的なコンテンツ支援体制の整備に伴う税制上の 所要の措置	知的財産戦略推進事務局	(直) 03-3581-2109
日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の措置	日本学術会議事務局企画課	(直) 03-3403-1091 03-3403-5731 03-3403-1250